

# 植栽管理業務 特記仕様書

## 第 1 条 工程等

1. 本業務の円形多目的広場を除く除草及び芝刈は、下記の期間に実施し、完了すること。  
令和 6 年 6 月中旬から令和 6 年 7 月中旬まで
2. 本業務の円形多目的広場における除草は、下記の期間に実施し、完了すること。  
1 回目：令和 6 年 6 月中旬から令和 6 年 7 月中旬まで  
2 回目：令和 6 年 8 月中旬から令和 6 年 9 月中旬まで
3. 本業務におけるメイン園路の芝生灌水回数は、下記のとおり見込んでいます。  
芝生灌水回数：20回  
また、メイン園路周辺に散水栓(φ 20)を複数箇所設置済であり、使用することを想定している。  
ただし、変更が生じた場合は、監督員との協議により変更契約を行うことができる。

## 第 2 条 施工管理等

1. 工事写真は、同一箇所では施工前・施工状況・施工後を対比させて撮影すること。また、路線毎に3箇所程度、業務全体で20箇所程度は撮影すること。さらに、積込運搬状況、処分場搬入状況についても撮影すること。
2. 請負者は、除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 請負者は、草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
4. 除草完了時には、出来形管理図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。
5. 請負者は、除草現場において十分な安全対策を講じるとともに、沿道等の作業においては、草刈り機の飛び石防止設備を適切に使用し、ベニヤ板、飛び石防止用ネット等を使用すること。
6. 作業員は、ヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行うこと。

## 第 3 条 刈草類の搬出等

1. 刈草類の搬出先については、次の場所への搬出(処理)を見込んでいます。  
なお、処理が困難な場合については協議を行うこと。

受入場所	南部健康運動公園内 堆肥化施設
------	-----------------

2. 刈草類の搬出先について、上記以外の場所(廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分の許可を受けている箇所に限る)へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。また、請負者は、刈草の搬出・処理に先立ち、様式-1「一般廃棄物処理計画書」を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式-2「一般廃棄物処理調書」を作成し提出すること。
3. 刈草類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請(再委託)する場合は下請業者に業許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可)が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
4. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書または計量表の写しを監督員に提出すること。
5. 処分費用は実績重量により変更契約を行うことができる。
6. 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

#### 第 4 条 休日・夜間等作業

1. 請負者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
2. 請負者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

令和 年 月 日

殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。  
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。  
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書  
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

## 一般廃棄物処理計画書

南部総合県民局長 殿

請負業者名

- 1. 事業名
- 2. 路線河川名
- 3. 施工箇所
- 4. 処分計画 次のとおり

廃棄物の処理方法		
運搬に係る件	運搬業者	元請 ・ 下請 (いずれかに○)
	下請時 下請業者名 電話番号 運搬収集許可番号	廃掃法第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可
処分地に係る件	所在地	
	管理者氏名 住所 電話	
	遵守すべき関係法令に対する許可	廃掃法第 条第 項 一般廃棄物の処分業の許可

工事現場と処分地の関係が分かる図面を添付のこと。



# 事故発生時連絡者届出書

令和 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

- 1 工事（業務）名等
- 2 路 線 名 等
- 3 工事（業務）箇所

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。  
なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

## < 遵守事項 >

- ① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ② 届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等にあっては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。